

別記様式第3号(第13条、第14条関係)

高屋情報ラウンジ・高屋図書館使用申請書（新規・変更・中止）

申込日 令和 年 月 日

指定管理者 様

団体名	
代表者	氏 名
	電話番号（ ） —
使 用 施 設	ラウンジ・図書館
事業名称	
使用内容	※詳細は、別紙様式第4号使用計画書のとおり
使用区分	☐ 展示使用 ☐ 部分使用 ☐ 上映催事使用 ☐ 全体使用
使用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 から 令和 年 月 日（ ） 時 分 まで

○注意事項

- 1 次の場合は、使用を許可できません。
- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動のための使用
 - (2) 施設の設置目的及び事業に整合しないもの
 - (3) 回数制限（申請者につき月1回まで）を超えるもの
 - (4) 施設を著しく汚損するおそれがあり、かつ、適切な養生その他の措置を講じることが困難と認められる活動
- 2 ラウンジ及び図書館の管理を東広島市教育委員会が行う場合、この申請書の宛先は「東広島市教育委員会」と読み替えるものとします。

【裏面もご確認ください】

※管理者記入欄※

登録 番号		受付 方法	手交 メール	受付 日時		受付者	
----------	--	----------	-----------	----------	--	-----	--

2 使用区分は次のとおりです。

- (1) 展示使用は、ピクチャーレールへの掲示等による展示をすることです。
- (2) 部分使用は、ラウンジ及び図書館の機能が確保された状態で、施設の一部を使用することです。(地域活動のプロモーション、地域づくりワークショップ、読書会、図書館ボランティア活動、各種講座など)
- (3) 上映催事使用は、スクリーンを使用したり、閲覧席の配置を変更したりして図書館を通常とは異なる形態でを使用することです。(プレゼンテーションや映像作品の映写会など)
- (4) 全体使用は、ラウンジ及び図書館の機能を大きく制限し、一体的に占有使用すること、指定管理者の年間事業計画に掲載された事業しか使用できません。

3 それぞれの使用区分に関する使用条件は、次表のとおりです。

区分	必須事前 周知期間	使用単位	使用上限	学習環境確保による 制限
展示使用	特記なし	1 週間	4 週間	—
部分使用	2 週間	1 時間	9 時間	・ 平日 16～18 時不可
上映催事使用	1 か月	1 時間	9 時間	・ 平日 16～18 時不可 ・ 12 月、1 月不可
全体使用	1 か月	1 日	2 日	・ 平日 16～18 時不可 ・ 12 月、1 月不可

4 同一の申請者は、各月 1 回を限度として使用を許可できます。

5 図書館利用者の学習環境及びラウンジ利用者の待合環境を確保するため、平日の午後 4 時から午後 6 時までの間は、部分使用、上映催事使用及び全体使用を許可しないものとする。ただし、指定管理者が管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。

6 前項に定めるもののほか、上映催事使用及び全体使用については、毎年 12 月 1 日から翌 1 月 31 日までの期間は、近隣の中学校又は高等学校において入学試験その他これに準ずる重要な試験に係る学習環境の確保のため、許可しないものとする。ただし、指定管理者が管理運営上支障がないと認める場合は、この限りでない。

7 営利活動を伴う使用や開館時間以外の使用は、使用区分にかかわらず財産管理規則による行政財産使用許可を要するため、東広島市教育委員会と協議してください。

8 許可後に内容を変更する場合は、変更申請書を速やかに提出してください。なお、無断での変更や不使用が判明した場合は、以後の使用を許可しない場合があります。

9 ラウンジは、JR 西高屋駅の待合室機能も兼ねていることから、事故等による JR 運休時においては、急遽速やかな撤去または中断を求める場合があります。